

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：クレハ建設（株）
住所：福島県いわき市錦町綾ノ町16

2. 指名停止措置期間 自 令和8年2月13日 6週間
至 令和8年3月26日

3. 事実概要

クレハ建設（株）は、福島県内及び茨城県内で請け負った民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営むものと同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年12月22日、建設業許可部局である東北地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号に該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第13号〉

| 措置要件 | 期間 |
|--|----------------------|
| （建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564